

別表4 「構造改革特区の第7次提案に対する政府の対応方針」(平成17年10月11日構造改革特区推進本部決定)における「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第7次提案追加分)」に関するフォローアップ結果

	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期 等)	所管省庁
833	専修学校における多様なメディアを利用して行う授業時数の拡大	専修学校設置基準第12条第2項	多様なメディアを高度に利用した授業について、現行制度では、総授業時数の2分の1以内とされているが、一定の範囲内で実習や対面授業を取り入れた上で、現行の2分の1を超えて行うことができるようとする。	平成17年度中	多様なメディアを高度に利用した授業を行うことのできる範囲を、現行の2分の1から4分の3に拡大した(平成18年3月1日措置)。(Ⅲ教育ウ23)	平成17年度中措置済	文部科学省
976	二次医療圏内における病院の統合再編整備に向けた病床規制の緩和	医療法第7条の2及び第30条の3、医療法施行令第5条の2、第5条の3及び第5条の4	病床過剰地域における病院の統合再編整備については、二次医療圏内において病床数が全体で減少する場合には、自治体病院をはじめとした公的病院等に限り新設あるいは増床が認められているところ、公的病院等に加え医療法人も含めた統合再編整備が制度的に可能となるようにする。	平成18年度中	病床過剰地域における病院の統合再編整備について、従来の公的病院だけではなく、公的病院の統合再編整備として、医療法人も対象とすることについては、平成18年の医療制度改革(平成18年2月に医療法改正法案提出)を踏まえ、検討していく。(Ⅲ医療ク③b)	平成18年度中	厚生労働省
977	NPO法人による治験審査委員会(IRB)設置と共同IRBと施設IRBの業務分担の可能化	「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第27条	現状では、治験実施施設以外がIRBを設置する場合には設置主体が限定されている等の規制が行われているが、 ①IRBの設置主体に、一定の要件を満たしたNPO法人を加える、 ②外部のIRBに代替できる条件を緩和する、 また、③共同IRBと施設IRBのいわゆる2階建てを可能にするための条件について検討を行い、方針が決定次第速やかに措置する。	①②については平成17年中に方針を決定する。③については平成17年度中に方針を決定するよう努める。 その上で、方針が決定次第速やかに措置する。	平成17年12月15日の第8回治験のあり方に 関する検討会において、①治験審査委員会の 設置主体の要件、②自施設以外の治験審査 委員会に審査を委ねることができる条件、③ 外部IRBへの審査事項の一部委託を行う際 の条件等を含む「治験審査委員会の質及び機 能の向上のための対応策」について合意が得 られた。その後、平成18年1月26日に開催され た第9回同検討会において、当該合意事項に ついて「中間まとめ(その2)」として報告が取 りまとめられた。これを踏まえ、所要の措置を講 ずるため関係省令の改正作業を行っていると ころである。(Ⅲ医療力⑯)	一部措置済(方針の決 定)、速やかに措置	厚生労働省
978	工場での油のふき取り作業に使用された布の洗浄についてのクリーニング業法上の取扱いの明確化	クリーニング業法第2条第1項	工場での油のふき取り作業に使用された布の洗浄については、クリーニング業法の適用がない旨の通知を都道府県等に発出す。	平成17年度中	工場での油の拭き取り作業に使用された布の洗浄事業に対するクリーニング業法の適用についての考え方を示した通知を本年度中に各都道府県等あてに発出す予定である。(Ⅲ流通ウ⑫)	平成17年度中措置済	厚生労働省

	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期 等)	所管省庁
	1013 中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買い入れて販売することが認められる場合についての周知徹底	卸売市場法第44条、卸売市場法施行規則第28条	中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買い入れて販売する場合の開設者の許可について、卸売市場の入荷量が極端に少ない場合や仲卸業者の求める品質の生鮮食料品等が入荷されない場合等突発的な事案の発生に際しては機動的かつ適切な運用が求められるものであること等を内容とする通知を発出する。	平成17年度中	中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買い入れて販売する場合の開設者の許可について、卸売市場の入荷量が極端に少ない場合等の突発的な事案の発生に際しては機動的かつ適切な運用が求められるものであること等を内容とする通知(平成17年8月25日付け事務連絡)を中央卸売市場開設者の全国組織の会議において配布し、関係者への周知を行った。(Ⅲ農水ウ⑦)	平成17年度中措置済	農林水産省
502	1135 鉱業権設定における都道府県知事との協議における地元市町村長への意見聴取の徹底及び環境保全の観点からの意見提出が可能であることの明確化	鉱業法第21条及び第24条	鉱業法第24条の協議に際し、出願区域等の市町村長の意見を反映した回答が為されるよう経済産業局長が都道府県知事に要請すること及び市町村長は環境保全の観点から都道府県知事に意見を述べられることを示すための通達を発出する。	平成17年度中 目途	鉱業法第24条の協議に際し、出願区域等の市町村長の意見を反映した回答が為されるよう経済産業局長が都道府県知事に要請すること及び市町村長は環境保全の観点から都道府県知事に意見を述べられることを示す通達を発出した。 (「鉱業法第24条の協議について」(資源エネルギー庁資源・燃料部長通達)) (Ⅲエネ工⑧)	平成17年度中措置済	経済産業省
	1136 工場立地法における工場等の立地に関する準則の特例	工場立地法第4条、第4条の2及び第15条の4	工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、措置する。	平成18年度中	工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、措置する。(Ⅲ住宅工48)	平成18年度中	経済産業省
	1259 ダンプ型車を農産物輸送に一時的に使用するための簡便な手続きにおける対象品目の拡大	農産物輸送用増枠ダンプ車に関する取扱い(平成14年7月4日付け旭運輸第3号、旭運整第3号北海道運輸局旭川運輸支局通知)	旭川運輸支局における「農産物輸送用増枠ダンプ車に関する取扱い」においては、簡便な手続きによって、収穫時期に限ってビート等の特定の農産物をダンプ型車で運搬することについて定めているが、当該輸送対象品目に牧草を追加する。	平成17年度中	旭川運輸支局における「農産物輸送用増枠ダンプ車に関する取扱い」を改正(平成17年9月7日付け、旭運輸第344号、旭運整第263号)し、当該輸送対象品目に牧草を追加した。(Ⅲ運輸ア45)	平成17年度中措置済	国土交通省
	1309 外来生物法に基づくヌートリアの防除における狩猟免許の不要な場合の明確化	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条第2項、同法第11条第2項に基づく告示「ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)の防除に関する件」	外来生物法に基づくヌートリアの防除は、使用する猟具に係る狩猟免許を有する者が実施することが原則であるが、その例外として、狩猟免許を持しない者が外来生物法に基づくヌートリアの防除を実施できる場合について、使用猟具、使用場所、実施すべき措置等が明確になるよう通知を発出する。	平成17年度中	外来生物法に基づくヌートリアの防除を、例外として、狩猟免許を所持しない者が実施できる場合について、使用猟具、使用場所、実施すべき措置等を明確にする通知を発出。(Ⅲ環境工⑤)	平成17年度中	環境省